

農林水産業用機械等購入費等補助金交付要綱

（目的）

第1条 市は、物価高騰により、農業機械等の導入・更新費用等が増加し、農業経営等の維持拡大が困難になっている農林水産業者が、自ら行う機械等の導入・更新等に要する経費の一部を補助することにより、本市農業者等の経営基盤の強化及び発展を図ることを目的とし、予算の範囲内において農林水産業用機械等購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産業 農業、林業及び水産業をいう。
- (2) 農林水産業者 農林水産業を営む者（次に掲げる者をいう。）をいう。

ア 農業者 次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 1,000平方メートル以上の農地で農産物を生産する者
- (イ) 家畜を飼養し畜産業を営む者
- (ウ) 主に農畜産物を生産する者で構成する団体
- (エ) 協同組合又は地域で農業を核とした経済活動を行う組織

イ 林業者 次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 保有山林面積が3ヘクタール以上であって、過去5年間に林業作業（植栽や下刈り、間伐など）を行った者又は森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画（同法改正前の森林施業計画を含む）を作成している者。
- (イ) 委託を受けて育林（作業の管理など）を行っている者。
- (ウ) 委託を受け、又は立木を購入して、過去1年間に200立方メートル以上の素材生産（木材の伐出し）を行った者。

ウ 水産業者 内水面における水産資源の採捕、養殖、管理その他これらに類する事業等を営んでいる団体又は組合。

(補助対象者)

第4条 本補助事業の対象者は、市内で農林水産業を営む市内在住又は市内に事務所を有する農林水産業者（以下「補助対象者」という。）、又は市長が必要と認めた者とする。

2 令和9年1月31日までに事業を完了できる者とする。

(補助対象事業及び経費)

第5条 本補助の対象となる事業は、補助対象者が行う次の各号に規定する事業であって、別表に定める経費の合計額が10万円以上となるものを対象とする。ただし市長が特に必要と認めた経費は対象とすることができる。

- (1) 補助対象者が自ら使用する、農林水産業の用に供する機械、器具、資材の購入に係る事業
- (2) 農林水産業の用に自ら供する施設の設置・修繕等に係る事業
- (3) 補助対象者が自ら生産を行う市内農林水産物の高付加価値化に係る事業
- (4) 地域で農林水産業を核とした経済活動を行う組織がその地域の農林水産物の高付加価値化に係る事業
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 農林水産業者個人・法人

補助対象経費の合算額に2分の1を乗じて得た額以内とし、上限額は20万円とする。

- (2) 団体・協同組合・地域

補助対象経費の合算額に2分の1を乗じて得た額以内とし、上限額は100万円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、農林水産業用機械等購

入費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 個人を除く補助対象者は、法人登記事項証明書、定款又は規約等で事業目的及び事務所等の所在地が記載された書類
 - (2) 補助事業に係る見積書。ただし、資材の購入に係るものは見積書の添付を不要とする。
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により市長が特に必要と認めるときは、早期着手届の提出により補助金の交付決定前に着手することができる。
- 4 同一申請者による申請回数は、個人・法人・団体・協同組合・地域を問わず年度内に1回限りとする。

（交付決定）

- 第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を別に定める基準に基づき審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知（様式第2号）するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更の承認）

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、農林水産業用機械等購入費等補助金変更承認申請書（様式第3号）の提出により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達

成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内若しくは令和9年2月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施に要した経費の支払証明書類
- (2) 事業完了が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（様式第5号）するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産等」という。）について、適正に管理しなければならない。

- 2 財産等は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。
- 3 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（検査等）

第15条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（雑則）

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第5条関係）

対 象 費 目	経 費 内 容 等
機 器 費 ・ 設 備 費	機器・設備等の購入・設置に必要な経費、それらに付帯し使用するものの経費 ・トラクター、草刈り機、チェーンソー、保護具、替刃等
資 材 購 入 費	農林水産業の経営に必要な資材等で次に記載のあるものの購入に係る経費。 ・農業用フィルム：ビニールハウス用の農業用ビニールフィルム、農業用ポリオレフィンフィルム、サイレージ用ラップ ・栽培補助：雑草を防ぐマルチシート、被覆資材 ・梱包・容器：コンテナ、収穫カゴ、緩衝材、結束紐、育苗トレイ ・袋類：米袋、肥料袋等各種袋、キノコ種菌ボトル ・灌水・配管：農業用パイプや灌水チューブ ・苗木育成：苗木ポット、植林用保護カバー ・作業管理：境界を示すテープ（マイテープ・目印テープ）、防護ネット、くん蒸シート ・運搬・梱包：ポリプロピレンバンド、ロープ類、集材用バッグ ・漁具：網（魚網・養殖用ネット）、浮き（ブイ） ・水産・流通：魚箱（発泡スチロール・プラスチック容器）、氷の保存用コンテナ ・設備：養殖用パイプ、水槽、ロープ類
委 託 費	農林水産物の加工を委託する経費、調査等を委託する経費
工 事 費	農林水産物の生産・加工・貯蔵等に必要な施設の設置・修繕等に係る経費

※著しく汎用性の高いものは対象外とする（パソコン、ガソリン、エンジンオイルなど）

※他の補助事業の対象となるものは対象外とする。（重油、飼料など）